

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面（給与・年金画面）

平成27年分の所得税の確定申告書作成コーナーに、給与所得者又は公的年金所得者の方が、より分かりやすく入力できるように専用の申告書作成画面（以下「給与・年金画面」といいます。）を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、以下の内容を確認の上、是非ご利用ください。

「給与・年金画面」はここが便利！！

「給与・年金画面」はここが便利！！

1 大きく見やすい表示！

説明文字や入力欄を大きく表示し、見やすい画面となっております。

2 迷わず入力が可能！

給与又は公的年金所得者の方専用の作成画面のため、入力項目の明確な表示など、厳選された入力案内によるスムーズな作成が可能となっております。

3 操作がシンプル！

画面スクロールがないため、タブレット端末でも操作がしやすくなっています。

※ タブレット端末では、パソコンで利用可能なe-Taxによる申告等の一部機能がご利用になれません。

○ 給与・年金画面の例（給与所得の入力画面）

給与所得の入力（1/3）

左側の源泉徴収票（見本）を参照の上、右側の①から③欄に金額等を入力してください。
入力が終了したら、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

平成27年分 給与所得の源泉徴収票（見本）

①	②	③
支払金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額

※1

※2

番号及び色分け表示された箇所
に記載されている金額を入力

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ)>

※1 従来の画面に比べ、説明文字や入力欄が大きく表示され見やすくなっています。

※2 画面スクロールのない構成となっているので、タブレット端末でも操作がしやすい画面になっています。

（注）ご利用のパソコン等の設定や入力内容により、画面スクロールが発生する場合があります。

ご利用案内

ご利用になれる方

平成27年の所得の種類が次のいずれかに該当する方

- ・ 給与所得のみ
- ・ 公的年金所得のみ
- ・ 給与所得と公的年金所得のみ

※ 上記以外の所得（事業所得、不動産所得、退職所得、譲渡（土地、株式等）所得、公的年金以外の年金等）がある方は、「給与・年金画面」をご利用になれませんので、全ての所得に対応した画面で作成を行ってください。

「給与・年金画面」を利用する場合は、確定申告書等作成コーナーのトップページで「作成開始」ボタンをクリックし、「所得税コーナー」選択後に表示される「入力方法選択」画面で「給与・年金の方」の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

ご利用方法

▼ 作成コーナー（トップ画面）

① ご利用案内 ② ご利用になれない方 ③ e-Tax送信体験版

申告書・決算書 収支内訳書等 作成開始

※ 平成27年分から平成27年分までの申告書等を作成することができます。

途中で保存したデータを読み込み → **作成再開**

過去の年分のデータを利用して作成！ → **過去の年分のデータ利用**

クリック！

作成する申告書等の選択

作成する申告書等のボタンをクリックしてください。
→ ボタンの選択のご案内はこちら
過去の年分の申告書等は、画面下の「過去の年分の申告書等の作成」から選択してください。

平成27年分 所得税の確定申告書作成コーナー

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。
※ 事業所得や不動産所得がある方は、事前に青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

所得税コーナー

平成27年分 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー

事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書・収支内訳書を作成します。

青色申告決算書 収支内訳書コーナー

クリック！

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。
[作成手順の選択に関する詳細はこちら](#)

New 給与・年金の方
(給与・公的年金専用)

給与所得や公的年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・ サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
- ・ 年金所得者の方（個人年金がある方を除く）
- ・ 所得が給与と公的年金のみの方

など

作成開始

左記以外の所得のある方
(全ての所得対応)

全ての所得・控除等に対応した入力画面から、必要な項目をご自身で選択・入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・ 事業、不動産、退職所得のある方
- ・ 給与と公的年金以外の所得（配当、譲渡、個人年金等）があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方

など

作成開始

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答え、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・ 左の作成手順について、どちらを選択すればよいかお分かりにならない方

など

作成開始

クリック！（給与・年金画面へ）